

【R8.7月改定】

米沢市新型インフルエンザ等対策行動計画概要

新型インフルエンザ等対策行動計画とは

新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した際、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活・社会経済機能への影響が最小となることを目的に策定する法定の計画。

法的根拠

P4

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第8条

基本方針

P4

- 1 的確な情報収集及び市民に対する迅速で正確な情報提供
- 2 市民に対する適切な予防接種の実施
- 3 適切な感染拡大防止策及び社会対応策の実施

対象となる感染症

P5

●本計画が対象とする「新型インフルエンザ等」とは

特措法第2条第1項に規定する新型インフルエンザ等であり、具体的には下記のとおり。

＊新型インフルエンザ等感染症

（新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型新型コロナウイルス感染症）

＊指定感染症（既知の感染症で重篤なものであり、全国的かつ急速なまん延のおそれがある感染症）

＊新感染症（未知の感染症で重篤なものであり、全国的かつ急速なまん延のおそれがある感染症）

●新型インフルエンザについて

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されている。

この度の改定について

P3~4

【これまでの経過】政府行動計画、山形県行動計画に準じ、

平成21年10月 米沢市新型インフルエンザ対策行動計画を策定

平成26年9月 米沢市新型インフルエンザ等対策行動計画として改定

【この度の改定について】

新型コロナウイルス感染症（R1.12月発生。3年余りにわたるパンデミック）の経験を踏まえた新型インフルエンザ等対策政府行動計画の抜本的な改定（令和6年7月）、山形県新型インフルエンザ等対策行動計画の変更（令和7年10月）を受け、本市行動計画についても改定し、政府（国）、県の計画と整合性を図る。（特措法第8条第1項）

改定のポイント1～4

1 発生段階の変更

発生段階を国、県行動計画に準じ、「準備期」、「初期期」、「対応期」の3期に分け、準備期の取組を充実。

（H26計画▶発生段階を未発生期の前段階＋4段階としていた）

準備期	未発生期の段階
初期期	国内外で発生が確認された段階
対応期	・封じ込めを念頭に対応する時期 ・病原体の性状に応じて対応する時期 ・ワクチンや治療薬により対応力が高まる時期 ・特措法によらない基本的な感染対策に移行する時期

2 対策項目の変更

特措法第8条や市町村行動計画作成の手引きに基づいた「保健所設置市・特別区以外の市町村が最低限取り組むべき7項目」に、「医療」を追加した8つの対策項目による柱建てとした。

（H26計画▶1. 実施体制、2. 情報収集と提供、3. 感染予防とまん延防止、4. 予防接種、5. 医療、6. 市民生活及び地域経済安定の確保）

- ①実施体制
- ②情報提供・共有・リスクコミュニケーション
- ③まん延防止
- ④ワクチン
- ⑤医療
- ⑥保健
- ⑦物資
- ⑧市民生活及び市民経済の安定の確保

3 対策推進にあたっての留意点を記載

県行動計画に準じ、対策推進にあたっての留意点を8つ記載。

特に重点を置くポイントについては下記のとおり。

●平時からの備えの充実

（関係機関の連携強化、市民等への普及啓発、DXの推進、人材育成の実施）

●感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

（市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる）

●基本的人権の尊重

（対策の実施に当たって法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。偏見・差別の防止、社会的弱者への配慮）

4 米沢市危機管理体制の変更

この度の改定では、平時から「米沢市新型インフルエンザ等対策委員会」を常設の委員会として設置、政府対策本部や県対策本部が設置された場合等必要があると認められた時に開催する体制とし、迅速に「米沢市新型インフルエンザ等対策本部※」の設置の検討がなされるような新たな危機管理体制へ変更。

※対策本部：市長を本部長とし、本市区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。本部員に米沢消防署長も含む。

各対策項目の考え方及び取組(主なものを掲載)

P25～

8つの対策項目において、各発生段階ごとの対策を記載

		準備期 (未発生の段階)	初動期 (国内外で発生が確認された段階)	対応期 (国内発生～拡大期～小康期まで)
1	実施体制	○実践的な訓練の実施 ○市行動計画等の作成や体制整備・強化 ○国・県等と情報共有、連携体制の確認	対策委員会の開催 ●政府、県対策本部等からの情報の収集・共有 ●国内で発生した場合や感染状況等により 対策本部の設置の検討及び市長への設置要請 ○必要な人員体制の整備、各種対策の ための財源確保	○感染状況等に応じた実施体制の機動的な切替え 対策本部 の設置 【任意設置】 市長が必要 と認める場合 緊急事態宣言時 対策本部の設置 【特措法による 法定設置】 緊急事態解除 宣言時 対策本部 法定設置の廃止 【任意設置】 政府・県対策本部が 廃止された場合等 対策本部 【任意設置の廃止】
2	情報提供・共有、 リスクコミュニケーション	○平時から感染症対策等に関する情報提供・共有を行う。 ○市民への情報提供・共有方法を整理 ○配慮が必要な方へ理解しやすい内容や方法での情報提供と共有 ○偏見・差別防止や偽・誤情報への対応について周知・啓発	国・県・関係機関からの情報収集・市民への情報提供 国からの要請を受けて、相談窓口等の設置、継続	
3	まん延防止	○市民、学校や各種施設等に対する基本的な感染対策の啓発	市民への感染対策の啓発の強化 ○学校や各種施設において感染対策の強化やまん延時に備えた準備	【まん延防止重点措置や緊急事態宣言時】国や県が外出自粛要請や学校施設等の使用制限の要請等を実施した場合は、市民に対し迅速に周知。
4	ワクチン	○住民接種体制の整備 ○特定接種(※新型コロナウイルス等対策の実施に携わる市町村の地方公務員等について)の実施体制の構築	○国の方針を踏まえ、特定接種(※)、住民接種実施準備	○国の方針を踏まえ、特定接種(※)、住民接種の実施と推進 ○国の方針を踏まえた予防接種に係る情報について市民に対し迅速・正確な周知 ○ワクチンの実際の供給量や医療従事者等の体制を踏まえ随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持
5	医療	○有事に備えた米沢市医師会、米沢市歯科医師会、米沢市薬剤師会等との連携・協議 【米沢市立病院の役割】市立病院は準備期から県・市と情報共有し、県との医療措置協定に基づき、その要請に応じて地域における医療提供体制を確保する。	○医療提供体制の整備に協力 ○県等と連携し、地域の医療体制や医療機関受診方法、有症状者等相談窓口について市民に周知	○医療提供体制の整備のため米沢市医師会等と協議・調整 ○県や米沢市医師会等と連携し、医療提供体制や相談窓口、受診先となる発熱外来、受診方法等について市民に周知
6	保健	○研修等を活用し感染症対策における人材を育成	○県や国からの情報の収集	○市民からの相談対応 ○県が実施する健康観察等への協力
7	物資	○感染症対策物資の備蓄、定期的な備蓄状況の確認	○感染症対策物資及び資材等の備蓄状況の確認	○物資及び資材等の供給体制について検討し、状況に応じた備蓄物資の供給
8	市民生活及び市民経済の安定の確保	○市民等へ有事に備え、マスク等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄の勧奨	要配慮者(高齢者・障がい者等)や乳幼児その他特に配慮を必要とする者への支援内容の整理、体制の構築と準備、対応の実施 消費者としての適切な行動の呼びかけ・買占め・売り惜しみの防止呼びかけ 火葬能力等の把握、火葬体制の整備、遺体安置場所施設の確保等	○市民生活・経済の安定に向けた、必要な財政措置の実施 ○上下水道の安定供給維持のための対策